（日本産業規格Ａ列４）

(3)　６欄、７欄及び９欄には記載しないこと。

(4)　備考欄に、建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所の新設に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。

８　建設業務労働者就業機会確保事業において、８欄の⑩の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法

(1)　表題「建設業務労働者就業機会確保事業許可証再交付申請書」及び「建設業務労働者就業機会確保事業許可証書換申請書」並びに第１面上方１、３、４及び５の全文並びに「申請者」の文字を抹消すること。

(2)　６欄、７欄及び９欄には記載しないこと。

(3)　備考欄には、事業所を廃止した理由を具体的に記載すること。

９　９欄には、役員（法人の場合のみ。役員が未成年者である場合、当該役員の法定代理人）及び法第44条で読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の規定により雇用管理責任者がそれぞれ精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には、該当するものの番号を全て○で囲み、並びに該当する全ての者の氏名を記載すること。あわせて該当する全ての者についてそれぞれの精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

10　11欄には、当該事業主が建設業務労働者就業機会確保事業を行っている事業所について記載すること。

11　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第23条第２項の規定により添付書類を省略する場合は、第３面下方の備考欄にその旨を記載すること。

12　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第23条第４項の規定により添付書類を省略する場合は、第３面下方の備考欄にその旨及び変更後の雇用管理責任者が当該変更前に雇用管理責任者として選任されていた事業所の名称を記載すること。

13　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。